

# デミング賞委員会規定の一部改定について

(※2022年度第2回デミング賞委員会審議承認議案)

デミング賞委員会

## 1) 「デミング賞委員会規定」第15条 一部改定の件

(改定前)

[委員会の構成]

15. 委員会にセクレタリー1名をおく。セクレタリーは日科技連事務局長がこれにあたり委員会の事務を統括する。

(改定後) ※アンダーライン改定部分

[委員会の構成]

15. 委員会にセクレタリー1名をおく。セクレタリーは日科技連事務局長または日科技連内部理事、顧問(内部理事経験者)の中から理事長が任命したものがこれにあたり委員会の事務を統括する。

2) 理由：上記、現行のデミング賞委員会規定の第15条においては、委員会のセクレタリーは日科技連事務局長のみが務めるとなっているが、日科技連事業活動においてISO審査登録センターの上級経営管理者の担当理事が事務局長に就任した場合、デミング賞委員会セクレタリーとISO審査登録センター上級経営管理者を兼務することとなる。この場合、マネジメントシステムの審査および認証を行う機関に対する要求事項である「4.2.4 公平性に関する脅威」を排除しなければならない。

想定されるリスクとして、下記などが考えられる。

- ・デミング賞受賞組織へのISO認証の誘導
- ・デミング賞受審の為にセミナー講師として派遣された講師が、コンサルタントに抵触するまたはそれに近い言動を行った組織がISO審査登録センターで認証している場合。
- ・公平性を維持していないと第三者から評価される可能性。デミング賞及び日科技連に対する、イメージダウン。

これらのリスク評価から兼務によるリスクは大きい。内容によっては、デミング賞委員会、日科技連にとって致命的なダメージが想定される。リスク削減の為に兼務は避けるべきである。

よって、デミング賞委員会セクレタリーの任命を日科技連事務局長のみから日科技連内部理事、内部理事経験者の顧問までとし、公平性リスクの最小化を図るために、今回の改定提案となった。